

市町村合併調査研究特別委員会

平成15年10月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士	○小野 隆雄	嶋田 善行	飯高 昭二
西谷 剛周	浅井 正八	坂口 徹	浦野 圭司
木田 守彦	木澤 正男	里川宜志子	中西 和夫
中川 靖広			

欠席委員 松田委員、吉川委員

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
企画財政課長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西卷 昭男	同 係 長	福居 哲也

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開 会 （午前9：00）

署名委員 浦野委員、木田委員

委員長 本日は松田委員、吉川委員から欠席の通知を受けております。ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。それでは、町長の挨拶をお受け致します。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まずはじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、浦野委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

それでは、レジメに沿って審議を進めてまいりたいと思います。1. 市町村合併について、（1）第5回平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。皆様のお手元には既に理事者より配布の資料1，2，3をお持ちだと思います。それに則って、先般行われました第5回目の合併協議会の内容について理事者の報告を求めます。 企画財政課長

企画財政 課長 それでは、去る10月1日、上牧町保健福祉センターにおきまして開催されました、第5回合併協議会について、ご報告申し上げます。

まず、資料1-1の合併協議会会議資料の、表紙の裏、会議次第をご覧いただきたいと思います。

第5回合併協議会では、報告事項として、9月26日に開催をされました新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会の報告、また、新市建設計画まちづくりアンケートについての最終報告がされました。協議事項としましては、まず、第4回協議会において提案され継続協議となっておりました、「一般職の職員の身分の取扱いについて」、「条例、規則等の取扱いについて」の2件の継続協議がされております。また、新規協議としまして、「新市の名称について」、「新

市の事務所の位置について」の2件が新たに提案をされたところでございます。

それでは、それぞれの内容と協議結果及び各委員から出されました質疑等につきまして報告をさせていただきます。

まず始めに、報告第12号第1回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会報告についてでございます。

去る9月26日に、河合町役場におきまして、第1回の小委員会が開催をされました。この審議結果について、荒木委員長から報告がされております。

この小委員会の委員構成でございますが、協議会委員のうち、2号委員の助役、3号委員の議会議員、4号委員の学識経験者がそれぞれ各町1名、及び4号委員の住民発議請求者のうち1名の計22名で構成をされております。

まず、会議の冒頭、委員長及び副委員長の選任が行われ、委員の互選により、委員長に河合町の荒木助役が、また、副委員長には三郷町の上武助役が選任されました。

続いて、新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会の運営と役割について協議をされております。小委員会の会議運営については、「協議会運営規程」「協議会傍聴規程」等を準用することが確認されております。また、小委員会の役割としては、協議会から付託をされました、新市建設計画（まちづくり計画）の策定に関する調査、審議を行い、その検討結果等については、小委員会開催後の直近の協議会において報告することが確認されております。

小委員会の議事としましては、まず、「新市建設計画まちづくりアンケート」の調査報告書に基づき事務局より報告がありました。これにつきましては、協議会でも同様の報告がされておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

この報告に続き、協議事項として小委員会のスケジュール及び日程について説明があり、スケジュールについては、来年2月まで基本的に月1回、計6回の開催が予定され、来年1月及び2月の小委員会に

において、新市建設計画の素案の協議を行いたいとの説明がございました。

また、日程については、10月30日に三郷町で第2回会議を、11月28日に王寺町で第3回会議を開催することとなっております。

続いて、「新市建設計画（まちづくり計画）〔構想部分〕」について、事務局から説明がありました。計画の構成は、「基本的な条件」、「新市の概況」、「新市建設の基本方針」、「主要施策」、「県事業の推進」、「公共施設の適正配置と整備」、「財政計画」の7項目からなり、今回の委員会では、このうちの「基本的な条件」、「新市の概況」、「新市建設の基本方針」までの、構想部分について提案がございました。残りの項目については、まとまり次第、順次提案をされることとなっております。

以上が、第1回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会の審議事項の概要でございます。

それでは続きまして、「新市建設計画まちづくりアンケート」報告書につきまして、ご説明申し上げます。

この資料1-1、会議資料の2ページをお開きください。

報告第13号、「新市建設計画まちづくりアンケートについて」でございませう。

7月に実施をされましたアンケートの詳細な報告がまとめられたところでございませう。その内容につきましては、別冊のとおりということで、資料1-3「新市のまちづくりに関するアンケート」調査報告書」をご覧いただきたいと思います。

（ 資料アンケート調査結果書に基づき説明 ）

以上が「新市建設計画まちづくりアンケート」の調査結果でございます。

この報告書についての事務局の説明に対しまして、委員からは、「アンケート結果を住民にどのようにお知らせするのか。」との質問があ

り、これに対して事務局より、「できるだけわかりやすくまとめた概要版を作成し、11月発行の協議会だよりと一緒に配布したい。」との答弁がありました。他に質問等もなく、報告は了承されたところがあります。

続きまして、資料1-1の3ページをご覧くださいと思います。

前回の協議会で提案をされました協議第11号一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

前回の協議会において、7町の一般職の職員は、合併特例法の規定に基づいて、すべて新市の職員として引継ぐという基本的事項は、了解をされたところではありますが、具体的な提案事項であります、「職員の定数」、「職名」、「職員の給与」の3点については、委員から多くのご意見、ご提案がありましたことから、事務局で再度検討をされ、改めて提案をされたものであります。

まず、1点目の「職員の定数」については、7町の現行定数をそのまま移行するものとし、区分ごとの定数の割り振りについては、合併時に調整することとなっております。また、合併後の職員定数については、組織機構及び事務事業に照らし合わせて、適正な規模となるよう、新市において、「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化を図ることとなっております。

2点目の「職名」については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一することとなっております。

3点目の「給与」については、7町とも国に準じた給料表を適用してはいますが、運用面において若干の差異があり、これも合併時に調整し、統一を図るということでございます。

また、管理職手当や時間外勤務手当などの諸手当についても、合併時に調整し、統一することとなっております。なお、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、新市において、早期に給料の格差是正を行うこととされております。

以上のとおり、この一般職の身分の取扱いについて、事務局より説明がされました。委員からは、「定員適正化計画の具体的な内容、進

め方」についての質問があり、事務局より「計画期間は5年から10年で、この年数については、今後、専門部会で検討される。7町の10年間の退職者の見込み調査では、458人が定年となり、その半数を採用するとしても220人から230人の削減効果がある。人数についても専門部会で検討されるが、そういうことも視野に入れて進めたい」との答弁がありました。

また、「給与は各町で格差がある。それを高いほうにするか、低いほうにするかは、住民サービスと住民負担にかかわる問題である。双方バランスよく、住民も、職員も辛抱していただかなければならない。定数についても、本当に必要な定数を考えないと効率化は図れない。」とのご意見がございました。

この協議第11号一般職の職員の身分の取扱いについては、原案通り確認をされたところでございます。

次に、資料1-1の4ページをお開きください。協議第12号条例、規則等の取扱いについてであります。これも前回の協議会において提案され、継続協議事項となっていたものでございます。

委員からは、「条例、規則等をどのように調整し、その協議の結果を知らせてもらえるのか」との質問に対し、「基本的なものについては、協定項目の付属資料として協議会に提出、その他の協定項目にかからないものについては、条例の一覧を整理した段階で協議会に提出したい。」との回答が事務局よりありました。

また、他の委員からは、「取扱いの中で廃止するものがあり、その判断をどこで誰がするのか。また、町独自の条例については、どうするのか。」との質問には、「廃止の必要のあるものは、協議会に諮って決定する。個別の条例については、個別の事情も配慮しながら7町で協議する。」との答弁がございました。

この協議第12号条例、規則等の取扱いについては、原案通り確認をされたところであります。

次に、新規協議事項であります、協議第13号新市の名称についてと、協議第14号新市の事務所の位置については、一括議題として説

明がありました。

まず、新市の名称についてを説明させていただきます。資料1-1の5ページをお開きください。

新市の名称については、新市の名称・事務所の位置検討小委員会を設置し、候補選定に関する事務を付託するというものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。協議第14号新市の事務所の位置についてであります。名称と同様、新市の名称・事務所の位置検討小委員会に付託をするというものでございます。

その小委員会の具体的な内容ですが、6ページにお戻りください。新市の名称・事務所の位置検討小委員会設置について(案)でございます。まず第1に、小委員会の名称は、新市の名称・事務所の位置検討小委員会であります。第2に、設置日ですが、協議会においてこの提案が確認をされてからということになります。第3として、設置及び目的であります。協議会における協議事項のうち、次の二つの事項について調査または審議を行うために設置するものでございます。一つは、新市の名称を決定するにあたり、新市名称候補の募集方法、及び名称を選定するための基準案を検討するとともに、名称候補を選定することにあります。そして二つ目として、事務所の位置を決定するにあたり、住民の利便性、交通事情、他の官公署との位置関係、現庁舎の面積等を総合的に評価し、事務所の位置の候補を選定するというものであります。第4として、委員会の構成ですが、協議会規約第7条第1項第3号に定める委員、つまり議会選出の委員、各町1名、そして4号委員、いわゆる学識経験委員のうちから、7町の町長が推薦する委員、各町1名、3つ目として、住民発議請求者1名、の計15名となっております。

なお、斑鳩町からは、新市建設計画検討小委員会に吉川委員に入っておりますので、新市の名称・事務所の位置検討小委員会には、上田委員を推薦したいと考えているところでございます。

この新市の名称・事務所の位置検討小委員会の構成については、新市建設計画策定小委員会の委員を除いた協議会の委員による構成とす

る考え方が事務局から示されております。

続きまして、資料 1 - 2 の会議資料をご覧いただきたいと思ひます。1 ページをお開きください。新市の名称・事務所の位置検討小委員会の主な役割ということをござひますが、まず、新市の名称についてござひます。

小委員会では、まず、新市の名称案の募集方法の検討をしていただくことになりまひ。募集方法としては、次の一般公募による方法、小委員会の委員により検討する方法、専門家による検討と、3 通りが考えられるわけですが、他の協議会の事例では、一般公募の方法が採られているようござひます。

そして、二つ目は、新市の名称候補の選定基準あるいは募集要項の検討をしていただきます。選定基準としては、まず、新市としてふさわしい名称を選定するための基準、あるいは国の指導に基づく基準などがありますので、その選定基準を検討していただきます。その他としては、一般公募する場合、応募対象者を 7 町の在住者に限定をするのか、広く全国から募集をするのかといったことの検討もしていただきます。

そして、新市の名称候補選定基準に基づいて、募集をした名称候補の中から新市の名称候補としてふさわしいものを数点選定するということになりまひ。

続きまして、2 ページござひます。新市の事務所の位置についてござひます。

事務所の一候補の選定にあたっては、住民の利便性、交通事情、他の官公署との位置関係、現庁舎の面積等を総合的に評価して、事務所の位置の候補を選定することとなり、新市の事務所の位置については、7 町の現庁舎の一つの所在地とし、他の現庁舎を地方自治法第 1 5 5 条に基づく支所或いは出張所として取り扱うことを基本に検討するのが適当であるとの考え方が示されております。

次に、2 番目の庁舎機能についての方式の検討についてであります。方式として、本庁舎方式、分庁舎方式、総合庁舎方式、それらを

混合した方式が考えられます。事務所の位置を検討するとともに、庁舎機能の方式についても適当であるのかも検討していただくこととなります。

次に、新市の名称・事務所の位置検討小委員会のスケジュールでございますが、全6回の開催を予定しており、2月には、事務所の位置候補を選定して協議会に報告、さらに4月には、新市の名称候補の選定を行い協議会に報告をするという予定となっております。

以上の事務局の説明があり、委員からは、「小委員会に行政関係の町長、助役が入っていないのはなぜか」との質問があり、「名称・事務所の位置については、新市建設計画のように行政に密接に関わったものでなく、むしろ住民の方々が名称とか事務所の位置をどう判断いただくかをよく理解していただく方に議論いただきたい。」との答弁がされました。これについては、再検討してはどうかとの意見もあり、岡井会長より検討するとの答弁がございました。

また、委員の選定に関わって、「新市建設計画策定小委員会の委員を除くということではなく、各町の判断に任せてもらいたい。」との意見があり、これについても検討するとの答弁がございました。

このほか、名称については、「どの町の住民も自分の町の名称に愛着がある。」との意見や、事務所の位置について、「建設計画と密接な関係にあり、位置が決まらなければ建設計画ができない。」、また、「事務所の位置を決定するスケジュールを早めてはどうか。」などの意見がございました。

この協議第13号新市の名称について、協議第14号新市の事務所の位置については、継続審議とされたところでございます。

3番目のその他については、特に意見はございませんでした。

以上簡単ではございますが、第5回合併協議会の審議概要のご報告とさせていただきます。

なお、第6回の合併協議会につきましては、11月6日、木曜日、午後2時から、斑鳩町中央公民館大ホールで開催されますので、よろしく申し上げます。

委員長 報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

西谷委員 まちづくり調査アンケートの12ページ何ですが、働いている場所、通学地ということで、各町それぞれが全て、自分所が1位になっているというのは、多分斑鳩町なんかを見てみますと、約半分が斑鳩町で働いている、或いは斑鳩町に通学しているというのは、どう考えても私の認識からすると、現状からずれているような気がするんですが、これはある意味で、僕が想定するのは60代、70代の人も、働いている場所或いは通学地という中に入っているから、こういう数字になったのかなと気がするんですが、その辺の分析はどうですか。

企画財政課長 特に、分析ということはしておりませんが、想像しますに、いわゆる、女性の方も半数、アンケート結果、調査回答者にございます。主婦の方もいらっしゃる、パートの方もいらっしゃる。そういったことで斑鳩町内が多いのかなというふうに認識はしております。

里川委員 幾つか教えていただきたいことがあるんですが、まず今日出している資料1-1の3ページにあります、一般職の職員の身分の取扱いについて、協議会の方でも概ね了承をいただいたということで、今ご報告をいただいた訳なんですけど、私この中でひとつ引っかかっているのが、職員の定数のところで、定員適正化計画を策定すると。前から斑鳩町の職員の体制のことで、いろいろ申し上げてきた中で、この定員適正化計画をいったら、斑鳩町が今まで持っていたといったら、職員を何年後に何人減らすかという計画だった、それしかなかった。私なんぼ聞いてもそれしかなかったんですね。この部署に何名いるんやと、この部署にはこれだけの仕事があって、これだけに人員がいるんやというような計画の在り方ではなかったというふうに私は認識してるんですけども、今後7町で協議していく中では、この定員

適正化計画についてどのような考え方で進められるのかというのは、凄く前から斑鳩町自身がそういう問題の中で、私も引っかけりずっと持っていたもんですから、新たに大きい規模で考えていくとなったら、どんな考え方になるのかというのをもう一遍確かめさせて欲しいなというふうに思います。それと、その次のページにあります条例・規則等の取扱いのところ、先程課長の方から、4番目廃止をするものについても説明はしていただいたんです。ただ、説明はしていただいたんですけども、私自身の中で、廃止するものといったら一体どんなものがあるんかと、今ある条例とか規則の中でね、廃止せんなんもんで、どんなものがあるんかなって、どういうものを想定されて廃止するものという項目が上がってんのかというのが、疑問に感じている部分があったので、先程説明はあったんですが、それプラス、そういった観点で更にご説明をいただけたら有り難いなと思います。以上取り敢えずその2点で委員長お願いします。

町 長

職員定員適正化計画というのは、まだ新市計画の中ではどういう状況下というのがなかなか把握できない。今里川委員、おっしゃったように、その部署に何人かということ、そのものについて町としてはどうかと。ただ、斑鳩町にしたら、給食等については、各小学校、中学校で給食の職員を配置していますから。当然これは人数が多いわけですから。色んな事を考えていく中で、将来的にどうあるべきかということ、その部署に何人ということになったら、私は将来には人員の削減はでき得ない。やはり、私はいつも議員さんおっしゃるように縦割り、横割りじゃなしに、全てのものが把握していくような状況にしていかなかったら、私は人事担当だから人事だけしますよというのではなしに、誰から問われてもそういうことになっていくような、そういう姿勢を採らなかつたらいけないと私は思っています。この部署に何人を配属しないといけない、この私の部署には何人採らないといけないということではなく、できるだけオールマイティにして、勉強努力をし、住民から聞かれたら的確に答えていけるような環境を作るの

が、これからの私は公務員であろうと思うし、将来的にやはり新市になっていけば、恐らくそういうことが大いに求められていくと思っております。そうでなかったら定員というのは絶対削減でき得ないと思います。今国が、或いはまた行政改革の中で必ずしも職員についてどうあるべきかということをお問われてますから。その事について、適正化というのはどこまでが適正化かということ、やはりその関係の中には担当とも十分相談をしながら、どういう部署で、どうカットしていくのか、どういう形でもっていくのかということも考えていかないといけない。ただ、条例規則について廃止というのは、検討委員会でやられていることですから、今差し当たって、どうこうということはなかなかでき得ない。今、小委員会等、或いはまたそういう広域7ヶ町から各委員が出ていますし、そういうことが方々が、小委員会等作られていますから、恐らく検討される。まだ、具体的にどうあるべきかということは、なかなか分からないと思っております。

里川委員

1点目につきましては、やはり、いわば定員適正化計画というのは定員を何人減らすか計画というような考え方でしか、進み得ないのかと、でも、そういう考え方で計画策定というのは非常に大変だなあと。こういった部署にはどの程度の人数確保が必要だとか、そういう具体的な数字の7町の摺り合わせをもってやるのかというような、私は考え方を持ってた訳なんですけど、各町が何人減らすのかという様な形の考え方、先、削減ありきの考え方の計画で摺り合わせをしていくということであるというふうなことであれば、非常に協議の方も、今後も難しいなあというふうに感じているという感想なんです。

2点目なんですけど、まだこれからだと町長おっしゃったんですが、こういうふうに4項目挙げられているということは、廃止するべきものも出てくるだろうという想定があったんだろうなと。あったんなら、今までの例からいっても、どういうものがそういう対象になるんかなってというのが、自分も勉強不足なもので分からなかったんで、例えば廃止されるんだったら、どういう関係の条例や規則が当てはまる可能

性があるのかなという素朴な疑問を感じたから、お尋ねしたんですけども、今、その私の疑問は解消されなかったということで仕方がないなあと思うんですけども。

それと、まちづくりに関するアンケートを見せていただきまして、本当に斑鳩町は斑鳩町らしい回答が出ているなっていうふうに、凄く感じたんです。それを感じながらも、小委員会の説明をしていただいた中で、新市の名称、事務所の位置検討小委員会ということで、主な役割についてと資料の1-2で書いていただいている中で、新市名称案の募集方法のところ、1, 2, 3と書かれていて、一般公募が多いという課長の説明があった、1番が多いということもあったと思うんですけども、特に斑鳩町の場合なんかでしたら、アンケートの結果にもあるように、自分のところの町の名前がなくなるというのが非常に寂しいと思っておられる、非常に若い方の中でも多いというような数字も出てきてますし、歴史的に見て非常に古くからある、竜田川の関係の竜田という名前であるとか、もともとの法隆寺村に係わるところで法隆寺という名前が住所に付いている訳ですけども。富郷、龍田、法隆寺が合併したときに、いろいろ考えられて付けられた斑鳩という、これも歴史的に古い名前であると思うんですけども、こういったものについては、3番目にある専門家による検討というのか、歴史的にどうなのかと、斑鳩町はどうなのか、その周辺はどうなのかというようなことで、慎重に考えていただく手だてが必要ではないかなと強く感じているんです。安易に、一般公募して、いい名前で作って、大切な名前が簡単になくなってしまうというようなことではなく、そのところは、斑鳩町の特に住民の方たちは、その点について深く思いを持っておられるように私も思ってますので、このところについてどうなのかなと心配をしているところなんですけども、そういう点も踏まえてなんですけども、このアンケートの調査報告をご覧になられて、斑鳩町の方でもどんな評価をされたのか、そういう点についてどんなふう感じたのかというようなところも、勿論協議会なんかもありますけども、斑鳩町を代表して出ていく限り、そういうところをどう

いうふうにお感じになられるかというのが、お聞きしたいなというのと、2ページ目にあります庁舎機能についての方式の検討で、1番目に7町の現庁舎のひとつの所在地とし、他の現庁舎を出張所として取り扱うことを基本に協議すると1番目にもう既に書かれているんですね。既にこう書かれているんですが、2つ目には方式の検討ということで4つ並べていただいているんですけども、1番目の基本をもつてすると、この2番目の1, 2はあれですが、3, 4というのは当てはまってくるのかな、どうかなあと、ちょっと、ここで読んでいて矛盾を感じたものですから、このところ、本当に4つの方式をちゃんと見ていくのかということが凄く心配なんです。そのことと、見ていて思ったのは、これまで合併されたところ色々あると思うんですけども、合併されたところが採用された方式というのはどうだったんだろうかと。1, 2, 3, 4と方式が書かれていますけれども、これまで合併を実際にされたところの方式はどうだったんだというような、これも私らちゃんと調査しておかないといけないことなのかなと思うんですが、もし、事務局の方で分かっておられるのであれば、これらの方式採用されたところもあるのか、4つの方式についても、もう少しご説明いただけたら有り難いなと思うんです。

町長

今、里川委員の関係でアンケートについて斑鳩町らしいアンケートが出てくるなど。私は18歳以上というか、その内の1割でございますから、候補が限られていますから、そういう点についてはある程度、ひとつの参考資料だと思っております。何れにいたしましても、今おっしゃった中で、第5回目の法定協議会にも出てましたように、7町それぞれ特色のある町でありますから、どの町も特色があり、そういうことを思っておられるということをおっしゃってますから、名前をどうするのかということについて一番難しい問題であろうかと思えます。そういう点については、今全国的には一般公募というのが順当になっていますから、ひとつの小委員会の掲げるセオリーだと。ただ問題は、そういう地理的な或いは由緒ある名前の関係等についての専門

家のご意見を聞くことも大事だろうと思いますし、ただ、そういう流れが進んでいますから、今、はっきりしているのが吉野郡が吉野市という名称を採用いたします。宇陀郡はもめていますけれども、順調にいけば宇陀市ということになるとと思いますけれども、ここらは郡が跨っていますし、そこらを考えますと、いろいろとこれからの関係等については、いろんな名前が出てくるのではないかなと。また、地理的な関係等についてそういうことも、私は当初から申し上げていますように、斑鳩というのは土地柄的に由緒ある歴史的背景のある名前なんです。だから明日香村そのものについては、明日香故郷を守る国会議員名簿をつけて、合併には反対しておられるんです。国の総務省そのものが最初からそうされているわけです。由緒ある名前を残しましょうと言うているんです。ただ、それに合併しなかつたらいかんということは、結局全国的にそういうところについて、小さな村とかそういうものは、今後伸びていけないところについては、合併をしないといけないとだめだと。私はまず1万人以下の人口については恐らく無理だろうと。これだけ国が厳しく交付税或いは補助金をカットしてきたら、自主財源でとても行けない。一番私が思いますのは、山添村というのは大変だと思います。住民が残せといわれるなら、村長は残していかれるけれども、これ来年、再来年、恐らく、国からは交付税がカットされる。自主財源等については減る。そういう事情も恐らくあると思います。しかし、住民が敢えてこの村を残そうということですから、自分らがそうして知恵を出しながら考えていくべきだろうと私は思います。何れにいたしましても、こういうところには、地理的な専門の学者等を招いて、そういうことも考えることが必要だろうと思っております。何れにしても、こういう流れですから、小委員会についても、一応全国的な流れから、こういう形を参考資料として出されたと思います。第2の庁舎機能についても、これについては本庁舎方式、或いは分庁舎方式。それぞれ全国的に合併しておられるところはございますから、我々福祉協議会でさぬき市へいったら、福祉の関係については、長尾のところを福祉の所在としてやる。本庁舎は志度において、

各町を分庁舎を設置というような形で、町々を支えておられるということになっておりますし、いろいろな形あると思います。当然、合併されて4つとも本庁舎という形を採られる所もあるし、全国的な事例ですから。一番理想的なのは1番の本庁舎方式というのが理想であろうと思っております。ただ一番問題になるのは、法定協議会でも出てますように、その名前或いは所在地を決めてかからなかったらだめだという意見も出ています。それは参考にさせてもらうということで終わってますから、そのことを捉えていかなかったら、なかなかそう簡単にはいかないだろうと思います。

里川委員 事務局の方で、4つの方式で、今まで実際合併されたところでの例としまして、1から4までの採用状況について、もし掴んでおられるのであれば、教えていただきたいなと思うんです。分からなければ仕方がないですけども。現時点では。私もこれからそういうのは調べたいとは思いますが、私分からないので、もし分かっておれば。

企画財政課長 まとめたものについては持ち合わせておりませんので、個々に調べていかなければならない状況にあると思います。

坂口委員 アンケートの結果なんですが、半数の方が一番最後にあります、合併とまちづくりに関しての意見ということで半数の方が書かれているようなんですが、項目では19項目ぐらい挙げられているんですが、内容についての公表というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

企画財政課長 設問が具体的に何を不満とするかという理由とか、何を満足するかという理由までお尋ねいたしておりません。だからこれ以上の結果の分析というのは無理だと思っております。

坂口委員 分析ではなく、書かれている個々の内容を公表はされないんですか。一番最後にひとりひとり書かれていることですね。

企画財政課長 自由意見欄でございますね。自由意見欄の内容につきましては、もう少し多少詳しく分類した上での公表はされるというふうには思っております。

木澤委員 協議13号の新市の名称、事務所の小委員会のメンバー構成についてなんですが、当日の合併協議会でも質問されてましたけれども、町長、助役が入った方がいいのではないのかなというふうにおっしゃっているんですけれども、この点町長はどのようにお考えですか。

町長 町長、助役が入ったらいいとか、入れば自分の町が一番いいということになりますから、なかなかまとまらないと思いますし、一応は小委員会を作られてなっけていきますし、その結論が住民説明会になってまいると思いますし、そこらのことを聞いていかないと、今の流れからいいますと、順調に進んでいきますから、ただこの事を受け止めていくだけの話であって、我々が必ず出てくるのが、安堵の町長に聞きますと、議会から町長、助役は何も意見言わないやないかということになってますけども、言えませんから。そんなことは。言ったら、必ず喧嘩になるとか、そういうことになりますから。そういうことも考えますと、やはり町長、助役というのは除いた方が私はいいと思います。

飯高委員 アンケートの中で80ページなんですが、この中で下の表でアンケートが届くまで知らなかったという率が若い層から段々少なくなっているんですけれども、以前から周知、広報等でされていると思うんですけれど、これを見まして、次の84ページの合併に対してどのように効果を期待されるかということで、特に効果を期待しないという率が若い層から多くなっているという現状について、アンケートが届くまで知らなかったという率が反映されているんじゃないかなと思う訳なんですが、今後進んでいく間において合併の是非を問うときに、

その辺の認識不足の中で正確な採決が取れないんじゃないのかなと思
う訳なんです、この辺についてお伺いしたいんですが。

町 長

今、飯高委員のご指摘のように、この関係等については、住民とい
うのは議員さんにも或いは町に任しているということですから、當麻
町でも新庄でも、當麻の町長が住民説明会に行かれてもほとんど来ら
れない。説明会に来られない。来られないけれども、実際どうだとい
うと、當麻町はこの合併については反対だというアンケート結果が出
る訳です。私は過去にもありますように、住居表示の関係でも、色々
とあったと思う。住民の説明会は必ず該当者というか、広報車で回っ
て今晚何時からありますよと言っても集まってくれないんです。そし
て今度言ったら、そんなん知らなかったと。あるんだったら言ってく
れはったらよかったと、なりますから。恐らく斑鳩町の関係でも、そ
ういうことが一番難しいと思います。今度は合併なりますよと言っ
たら、そんなこと聞いていないと、もっと早く言ってくれたらいいの
となりますから、非常に難しい問題ですね。飯高委員のおっしゃって
いただくように、この関係等についてはどこもそうだと思うんです。
具体的に任してあるから、法定協議会も5回進んでおります。あのチ
ラシを全部各戸配布したかて、恐らくどれだけの方が読んでおられる
のか。我々としたら読んで欲しいわけですが。なかなかそう簡単にい
かない。また、ポストに入っているなということを取っておられる方
もありますし、そういった関係で、非常にこの関係は難しい問題です
ね。仮に住民説明会をしても、どれだけの方が来ていただけるのか。
行く所行く所、同じ人が来られる方もございますし、そういうことか
ら考えますと、ただ玄関でカウントするのか、或いはそういうことを
考えますと、これから大変難しい問題、或いはPRの問題がどうかと。
PRというのは非常に大事なことですけれど、なかなかそのPR
が徹底でき得ないのが難しいところです。今この関係等についても、
1割という関係の抽出がやっている訳ですから、そこらのことも十二
分に考えながら、今後慎重期してやらなかったらと思っています。

委員長 他にございませんか。ないようでしたら、1. 合併協議会の報告については終わります。

次に、2、その他について質疑、意見等あればお受けしてまいります。

(質疑、意見なし)

委員長 なければ私の方から、前回特別委員会で住民投票条例に関してのご意見をお聞きしており、宿題となっていたと思いますが、この事について各委員のご意見をお聞きしたいと思います。

西谷委員 前回抜けていたので、住民投票についてやっていくということについて、はっきりとここでやるかやらないかということ、この委員会で決めようということ、そういう解釈でいいんですか。

委員長 前回ですね、住民投票のいい時期等について、皆さんから意見等も出ました。何時にするかということですね。それについて、日時についてはまた協議した上で皆さんと話し合いをしようということになってまして、その件について住民投票についての、時期等を皆さんからご意見いただけたらと。

西谷委員 当然住民皆さんに合併の中で、是非の住民投票でありますから、合併をするメリット、或いはデメリットというものがはっきりと住民の中で示した段階ですべきだと思いますから、新市計画が出て、町も町独自で合併しなかったら、斑鳩町の財政シュミレーションの有り様、並行してやってもらって、その結果双方を対比した中で住民にしてみらうといたしますか、新市計画が出た後という考え方でしていただいたらいいと思いますけれども。

小野委員

前回の時に松田委員から色々そういう意見が出て、私が今の西谷委員の意見を述べたと思うんですけども、その結果、松田委員の考えとしては、まず条例を制定していく段階での勉強を進めて行かなければいけないんじゃないかと。松田委員も、西谷委員と同じ様な考えかなと私は考えておりましたし、この住民投票条例の制定に向けて研究していく。そして松田委員の考えですと、予算の事もありますので、12月議会若しくは3月議会ぐらいに、来年度の住民投票をしなければいけないような状況になるかもしれないというような感覚だったんで、研究していかなければいけないんじゃないかなということで、私も同意しておる訳なんですけど、新市まちづくり計画策定小委員会のメンバーとして3月までに、一応の素案をこしらえて、それから住民に説明会を開いて、それでその意見を取り入れて、6月ぐらいに、きちっとした、新市まちづくり計画書を策定しようというような、今、まだ第1回しかやってないんですけど、そういう状況ですし、住民投票をやるという前提ではなく、やらないといけない状況になるかもしれないという状況での進め方ということで、やっていってもらいたいなど、このように思いますので。意見として言っておきます。

里川委員

私は当初から住民投票は是非やっていただきたいという考えを示して来てたんですけども、今、小野委員おっしゃったように、やるというのではなくて、やる必要が出てきたらやるんだというようなご意見だったと思うんですけど、私はもう是非住民説明会をしていただいて、その後、新市計画策定され、住民に説明をされ、その後、住民投票の方を是非やっていただきたいなというふうには思っているんです。小野委員とは、ちょっとニュアンスが違うと思うんですけど。他の町で住民投票をやると決めておられる町もあるというふうに私も聞いているんですけども、やることを前提に協議に入るんだということも、お聞きしたりもしているんですけども、これはどうなのでしょうね。各町が取り組むという形の考え方でいいんでしょうかね。協議会がその必要があるんじゃないかということで、協議会からそういう形が示

されてくるということがないんでしょうかね。私もその辺がちょっと良く分からないんですが。他の町ではやろうと決めてはるところもあるみたいやという中では。その辺はどういう取扱いなるのかなと、今ちょっと実際分からない。斑鳩町としてはアンケートの結果を見る中でも、非常に文化遺産の町であるということの中で、伝統文化を守っていききたいとか、そういうニュアンス。それで、町名の変更というのは寂しいという、そういった多くのご意見も、アンケートにも出てますし、私の周辺でもよくお聞きするんですけども、そういった中で、やはりきちっと住民に問いたいなあと。私らも周辺の住民の皆さんとも勿論お話もさせていただきます。そうやって住民のご意見を私は議員として吸い上げていく、住民の意見として、住民の皆さんの代表として意見述べる訳なんですけれども、なかなか行政に直接ものを言っていただけないような方にも意思を示していただける機会を持ちたいなあとというふうに、この問題は非常に重要なので、そういう機会を持ちたいなというふうに強く私も思っておりますので、是非そういう考え方で進めていただけたらなあとというのが私の希望なんです。

町 長

里川議員が今おっしゃっているように、考えないといけないのは、議会から提案されるのか、或いは町が提案するのか、やはり議会が、今大淀町の問題でも吉野が合併するという事で、町長が集まってやっておられるんですよ。ただ議会が大淀としては、我々は一編そういう住民投票したらいいという発議をされていますから。それが可決された訳ですから。町長は賛成なんですよ。大淀町長は。だからそこらのことを考えていかなかったら、結局町が提案してもらおうとかそんなんじゃないしに、ただ私が言っているのは平群町の場合は委員全部が住民投票をするという条件で町長がそれを呑み込んだから、平群町の場合は私は難しい問題ですよと言っている訳ですから。そういうこともあるからですね、ただ人のことちゃうでしょ。自分らのことは真剣に考えてなかったら、住民投票や住民投票と言っているけれども、議会が出すのか、或いは町がどうするのかということは考えていかないと、

ただ勉強は勉強としてですね、条例は大淀とかもらえればできますよ。里川議員みたいに町が、法定協議会がやってくれるのか。そんなこと違いますよ。やはり斑鳩町がどうしていくのかということを考えていかないと、そこらのところ、小野議員がおっしゃっているように16年度、17年度にやるのか、来年度やるのか、そういうことを十二分に腹を括ってやらなかったら、いけないということを言っているんですけれども。

里川委員　　ちょっと町長がおっしゃられるのは私が思っていることと受け取り方がちょっと違うと思うんですけどね。今、おっしゃられるように、勿論議会としてやるなら、やるということでも、勿論そういう形になると思うんです。町がやるのか、議会がやるのか。ただ、合併協議会という場所で7町が一堂に会して協議をする中で、いわば協議会の中でもそういうことが問題になってくる可能性はないのかなと。どこかがやるんだという中では協議会の方でも、一定のその方が望ましいのかなという結論というのが出る可能性があるのかなという。私も協議会に参加してませんのでよく分からないんですけども、そういうことも有り得るのかなということも併せてですね。私は言っているように、住民投票というのはやりたいというふうに思っている方ですので、やる方に行きたい訳なんですけれども、ただ、そういう方向もあるのかなということを感じましたので、お聞きした訳なんですけれども。後は町独自でやるという考え方で進める事ができるのであれば、是非やりたいというふうには思ってますけれども。取り敢えずさっき小野委員もおっしゃったように、新市計画できて、住民への周知というのか、西谷委員もおっしゃってましたけれども、周知してからやということおっしゃってましたけど。その中でそういう状況になればいいなあというふうに感じているということで。私は是非やりたい、住民説明会をした後でやりたいというふうに思っているということ、これは私の意見ですけども。さっきの意見のニュアンスが多少違うと思うんですけども、是非やっていきたい問題だなというふうには思っ

ています。

小野委員

住民投票、住民投票ということで、新聞紙上でも、町長のおっしゃるとおりなんですよ。大淀町が議会で議員発議で住民投票するということはね。ちょっと住民投票について調べたんです。住民投票というのは、直接民主制の一方式で、地方公共団体の議会の解散、長の解職などで住民の意思を問うための投票なんですよ。あくまでも町が間違っている方向へ行っているぞということで、住民からの起きてくる住民投票なんです。解職とか、解散を求めるのが住民投票の権利。勿論、日本は直接民主制ではないですね。というのは、代表民主制と、直接民主制に対して、代表民主制ということで、国民住民が議員その他の代表者を選挙し、それを通じて行政に参加する制度。これが間接民主制なんです。日本はそういう形で採ってきているんだから、まず、私はこの合併の問題についても、議会が意思決定しないといけないと思う。それで住民がそれじゃおかしいんだということで、住民投票をやってくれと言うて、住民からそういう運動が起きてくる。それで直接請求権でそういう具合になってくるのが住民投票で、なにか、住民投票をしなかったら、住民の意思を聞いていないような、住民の意向を聞きながら合併問題を進めているというのは、これは事実でなんです。そのひとつがアンケートなんです。それで住民投票ということ、そして今、法定協が立ち上がったということは、その3条によって、合併しようとする市町村は協議会を持っているんです。その協議会ができておるんです。その進捗状況が分からないのに、いきなり住民投票するんだというのは、もの凄く乱暴な私は意見だということで、無責任で、乱暴な意見だなということで、以前から住民投票は時期を見ないかんのか違うかということで言っているんです。その点しっかり解釈してもらいたいなと、そのように思います。

嶋田委員

私の意見では合併協議会というのは合併するための協議会だから、是非を問うということ自体考えられない訳で、そういうことは思っ

おりません。ただし、斑鳩町として私になる前に住民発議の協議会を議会は賛成したんやから、そこら辺は基本的には合併に賛成やという意思を持っておられたと解釈しますが、私自身は色々考えていく中で、合併にどうかなと、懐疑的な部分もありますので、自分の意志は反映させていきたいと思えます。それで住民投票いうんですかね。住民投票やなしに、先程飯高議員もおっしゃったように、住民に周知しているんかどうか、その住民に周知していただくためのひとつの方法として、議決権のない住民投票、その話題性というんですか。そういうふうな意味での住民投票は私は必要だと思います。最終的に決めるのは議員である私達だと思っておりますので、一応そういう意見を持っております。

委員長

今ですね、各委員の方々のご説明を聞いておりました。小野委員がおっしゃった3月素案で、その後住民の説明会、これは来年の3月になると思えます。その後新市計画書、6月ということの、皆さんの意見の中では新市計画書、そういうものがはっきり出た上での、住民にですね、はっきりそういうものが分かった、説明会が終わり、新市計画書が出てきて、住民の方々がみんな把握した上での住民投票という形の、というふうに私は。全体にこの住民投票をしなくてはいけないんだというものでなく、時期を見ながらそういう方向性を示したらいいんじゃないかということで、里川議員は住民投票に是非いつてもらいたいという強い希望があるようですが、そういうことで、今日のこの委員会においてですね、住民投票というものにつきましては、3月素案、3月説明会、6月の新市の計画書出て、そういう時期を今後見ながら、住民投票ということ、その時期的なものを考えるという形が皆さんの意見ではなかったかと思いますが、如何でしょうか。

木澤委員

私も住民投票をして欲しい、是非したいという意見なんですけど、前回住民投票条例を作成するに当たって、勉強会をするということをやったんですけど、私よく分からないんですけども、する

となったときに、直ぐ出来るものじゃないんだったら、ある程度想定してその前の段階から勉強していかなかったらいけないんですものですかね。その時期も検討して、新市の策定計画が終わって、住民説明が終わるといふ時期を合わさないといけないと思うんで、それが気になっているんですけども。

委員長 今、木澤委員のお話は、勉強会ということについて、住民投票が行われるにかかって、皆で勉強会もしていきべきだろうということは、住民投票の期日ということを見合わせて、皆で、議員、委員も含めて勉強会をしていこうという意味ですか。

木澤委員 準備をするのに時間がかかるのを、例えば3ヶ月かかるんだったら、3ヶ月かかるというのを想定して住民説明会との期日に合わすという。

委員長 今、法定協を含めて説明会ということですね、3月にと考えているわけですね。ですからそれに合わせて、当委員会においても、その後の新市計画ということの出てくる。そういうものに合わせて住民投票ということも時期的に考えようと。ですから、その辺の時期ということですから、それを戻してくれば、大体勉強していくという時期的なものですね、自ずと分かってくるんじゃないかと思うんですが。

小野委員 先程町長も言うておられるように、行政の方から、理事者側からその条例を制定する考えはないんだということもおっしゃっているから、議会の方で制定するならしたらいいんですよ。ただ、嶋田委員が言うているように、住民投票の中でもそれで決定するような住民投票の内容では、これは議会は無責任だと。私はこの前からも、ここでそういう勉強をしていくと、条例制定に向けても研究していこうやという案が出たということで、住民からも、その人も言うておられるんです。そうしたら意思決定機関の議会、議員一人ひとり、どない思っ

いるんだと。住民投票でいいのか、悪いのかと、決めてもらいたいといと。自分らの仕事を放棄しているんですよ。無責任というのはそこに出てくるんですよ。桜井の市長がそのように言っておられたと新聞記事を言っていましたやろ。前に。だから、嶋田議員が言ったように、住民発議によって、法定協の設置が請求されたんです。それを議会が、一応その時はいてなかったけど、斑鳩町議会としては賛成多数で設置に賛成なんです。7町も全部賛成したんです。それで設置されて動きかけている法定協があるんです。それは順序を計画的に進めていこうと。その途中で、いきなり是非を住民投票ですて下さいと、ここで条例制定してしまって、それをすることが斑鳩町議会として妥当なんかどうかと言うことが私は疑問だと。ただ、松田議員がおっしゃったように、これは選挙と同じなんです、予算がいるんです。だから松田議員が言ったように、今年度にそれらの条例制定だけでもしたらいいやんかと。条例制定するときにも、時期的なこともきちっと決める場合と、決めない場合もあるし、どういう条例を制定したらいいのかを今後研究していきましょうということで前回は終わっていると思うんです。だから当然その内容についても、またいろんな合併の是非を問うやと。そうしたら私はそんなんおかしいでという意見になるだろうし、ここで議論をしていって、はじめて議員発議で条例が制定できるか、できないか、こんなクエスチョンです。そこらを色々議論してから、やった方がいいということで私は言っています。

西谷委員 前提がちよっと違うと思うんです。法定協できるまでに、確かに斑鳩町として議会として議決することに賛成するというので、その中で、必ず法定協の中で合併の是非も含めて検討ということで、皆さん納得して、賛成したはずなんです。それは議事録にそういう形で、みんな納得した中でやってるから、私は住民投票というのは、確かに代理機関であっても少なくとも、極端にいったら、代理機関で住民投票で決める。決めるんやて、住民投票によって住民の意向を参考資料として聞いて、後、最終的に判断するのは斑鳩町議会で判断するのは、

それはそれでいいと思う。ただ、住民の意向を聞くということについては、極端にいったら、仮に合併がなったとしたら、このメンバーの中で、単純計算したら3分の1しか、逆に人数が減っていく中で、私は住民の声を聞いたって、何も無責任な事でも何でもないと思う。

小野委員 それを聞くことが、今なぜ必要なのか。住民の意向を聞くのに住民投票がなぜ必要なんですか。さっき嶋田議員が言ったように、話題性の住民投票というのだったら、やってもいいのと違うかなと。住民投票、先程言ったように住民投票というのは、それに対しての議会が無責任に住民投票の結果こうだから、いきますねんと。住民の方から、是非、逆に自分らが付託している議員はどう思っているんだと言われたら、どういう答弁するんですか。だから、話題性を集めるための住民投票、意向を聞くための行動というのは住民投票では私はないと思うんです。だからそういうことを今から研究した方がいいと思う。大淀町では確かに議員発議で条例を制定されました。それらのことも今後合併の特別委員会の中で資料を集めて、研究していてもいいということは、このうち合わせの時にも言ってますし、そのようにしてやっていったらいい。ただ、前回にも申し上げたと思いますが、斑鳩町は法定協が進んでいる中で住民投票で是非を聞くんだというような、間違った報道をされたら、やはり法定協での審議の中で、斑鳩町なんや、それで聞くんかと。そしたら、それでもし、ノーやと出た場合に、離脱するんかとか、そういう話が出てきたときに、やはり協議会、住民発議による、設置している協議会がぎくしゃくしてくるんじゃないのかなという心配があるから、私は言っている。そういう無駄なことはしない方がいい。ただそういうことがあるかも分からないから、条例だけは制定しおこうと。16年度にそういうことがあるかも分からないから、制定しておくということには賛成している。だから、里川議員がおっしゃるように、住民投票によって意向を聞くということは、これは全然違う。その意味を言っている訳で。理解してもらいたいな、このように思います。

委員長 ちよつとまとめますと、里川委員、木澤委員は、住民投票を是非すべきであるというふうにおっしゃっておられる。小野委員は条例は今年度中に作っておいてもいい、その後16年度中に住民投票ということも起こりうるので、その為の準備をしておいてもいいんじゃないか。でも、住民投票ありきではないんだというのが、小野委員の意見だったと思います。

それでは、一応ですね。今の皆さんの意見をまとめさせていただきます。今後、説明会ですね。それから新市の計画書、6月に出てくる。そういうことを頭に踏まえて、条例を本年度中に制定をしていくということも考えた上で、この件についてもまた継続という形で考えていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ないですので、他にないということで、今最終的に私が、この住民投票については今のまとめとさせていただきます。

他にご意見等ございませんでしたら、本日の委員会報告について、まとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受け致します。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。 (午前10時47分 閉会)
